

航空法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係告示及び通達の制定 について

I. 背景

航空法等の一部を改正する法律（令和3年法律第65号。以下「改正法」という。）が令和3年6月11日に公布され、無人航空機の有人地帯での補助者なし目視外飛行（レベル4飛行）に係る無人航空機の機体の認証制度及び操縦者技能証明制度等を規定する改正法第2条は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされているところ。

今般、機体の認証制度及び操縦者技能証明制度等の施行に必要となる詳細な要件や手続き等を定めた告示・通達を新たに制定することとする。

II. 新たに制定する告示及び通達の概要

1. 登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示

「無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令」（令和4年7月29日公布予定）第6条第1号及び第4号の規定に基づき、登録を受けた登録講習機関が実施する教育（無人航空機講習）の内容や講師の研修等に関する基準について定める。【別紙1】

2. 無人航空機の機体の認証制度に関する通達の制定

（1）機体認証に係る手続き

機体認証の申請方法は、ドローン情報基盤システム（機体認証申請機能）を使用したオンラインによる申請とし、申請者は、機体認証に係る検査事務を担当する国又は登録検査機関と申請日、検査予定日、検査内容等について事前調整を行うことが必要となることから、この具体的な手続きについて規定する。

（2）申請の種類

- ①新規申請
- ②更新申請

（3）機体認証申請書の記載事項

改正法第132条の13第1項に規定する機体認証の申請を行う者は、以下の事項等を記載した申請書を提出するものとする。

- ①申請年月日
- ②申請者が個人の場合の氏名又は名称及び住所（法人・団体にあつては名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地等）
- ③申請者の連絡先
- ④無人航空機の情報
- ⑤手数料の区分
- ⑥受検を希望する検査機関
- ⑦検査希望日

(4) 本人確認方法及び手数料納付の方法

- ①機体認証の申請においては、以下のいずれかの方法により本人確認を行う。
- イ) マイナンバーカードに記載された電子証明書を送信する方法
 - ロ) GビズIDのアカウントにログインする方法
 - ハ) 運転免許証又はパスポート及び顔画像データを用いた顔認証を実施する方法
- ニ) 本人確認書類を郵送する方法
- ②機体認証の申請に係る手数料の納付は、以下のいずれかの方法により行う。
- イ) クレジットカードによる納付
 - ロ) Pay-easy（ペイジー）による納付

(5) 無人航空機の検査の省略について

改正法第132条の13第1項の機体認証は、設計、製造過程及び現状について検査することとしているが、法第132条の13第1項の機体認証を受けたことのある無人航空機及び同法第132条の16第1項の型式認証を受けたことのある無人航空機は、改正法第132条の13第4項及び5項の規定により、無人航空機の設計、製造過程及び現状についての検査の一部又は全部を下表のとおり省略できるものとする。下表に示す申請区分の項目に応じた申請書の添付書類及び検査の概要について規定する。

検査	認証の有無	検査の実施			対象となる機体	申請区分の項目
		設計	製造過程	現状		
新規 ^{注0}	無し ^{注1}	○	○	○	型式認証を受けたことがない無人航空機	1
	第1種型式認証	×	×	○	使用実績有（4に該当するものを除く）	2
	第2種型式認証					
	第1種型式認証	×	×	○ ^{注2}	新品の機体	3
	第2種型式認証	×	×	○ ^{注3}	使用実績有（設計者等により検査合格書等が発行 ^{注4} ）	4
	第2種型式認証	×	×	×	新品の機体	5
更新	第1種機体認証	×	×	○	申請区分7及び8に該当しない場合	6
	第2種機体認証					
	第2種機体認証	×	×	○ ^{注3}	設計者等により検査合格書等が発行 ^{注4}	7
	第1種又は第2種機体認証で改造された場合 ^{注5}	○	○	○	更新申請において設計及び製造過程に変更がある場合	8

○：書類及び実地検査を実施 ×：検査を省略

注0：新品の無人航空機の場合、追加装備は出荷時の形態から変更がない場合に限る。

注1：型式認証を受けたことのある無人航空機で新規の機体認証を受けようとする前に、認証を受けた型式の形態から逸脱する改造を行った場合は、型式認証を受けたことのない無人航空機として取扱う。

注2：現状検査のうち書類検査を省略

注3：現状検査のうち実地検査を省略

注4：ここでいう検査合格書等は、設計者等が直近の整備等において、その機体の安全基準への適合性について確認を行った旨を証する書類を指す。

注5：法第132条の17の規定に基づき型式認証の変更承認を受けた型式を適用する場合は、申請区分6又は7として取扱う。

(6) 機体認証申請書の添付書類

航空の用に供したことがある無人航空機に求める、設計者の指示に基づく使用者等による日常的かつ定期的に整備等が行われたことを確認するための書類は、航空法施行規則に規定するもののほか、以下の内容を含むものとする。

- ①無人航空機の現況を示すもの
- ②無人航空機飛行規程の状況を示すもの
- ③前回機体認証後に実施した点検、整備、修理等の記録（更新申請時）
- ④今回の受検において改造項目があれば改造に関する事項

(7) 機体認証の申請分類別に応じた検査の方法

機体認証に係る設計及び製造過程については、改正法第132条の16第1項の型式認証を受ける場合の認証プロセスに準じて検査を行うものとする。また、現状の検査については原則、書類及び実地にて行うこととし、それぞれの具体的な検査の方法について規定する。

(8) 登録検査機関による検査結果の通知

登録検査機関により実施した機体認証の検査結果については、無人航空機検査結果通知書を電磁的方法により国土交通大臣に対して通知することにより行う。当該通知書への記載事項及び通知受理後における機体認証書及び使用条件等指定書の発行手続きについて規定する。

(9) 機体認証書及び使用条件等指定書の交付

無人航空機的设计、製造過程及び現状について、国又は登録検査機関により、安全基準への適合性の確認がなされた場合は、機体認証書及び使用条件等指定書を電磁的方法により申請者に交付するものとする。使用の条件は、無人航空機飛行規程で規定する無人航空機を飛行させる際の限界事項を指定する。

(10) 機体認証の有効期間

- ①第1種機体認証 1年
- ②第2種機体認証 3年

(11) 機体認証書の有効期間の起算日

機体認証の更新申請が、更新申請前の機体認証の有効期間が満了する日の1ヶ月前から有効期間が満了する日までの間に行われた場合は、更新申請前の機体認証の有効期間が満了する日の翌日から新しい機体認証の有効期間を起算するものとする。

(12) 機体認証を受けたことを識別するための措置

国土交通大臣が無人航空機の機体認証を行ったときは、当該無人航空機に機体認証書の表示を行うこととする。

①機体表面への物理的な表示

無人航空機の表面に機体認証書番号を鮮明に表示することとし、その大きさ、表示方法、表示場所等について規定する。

②物理的な表示以外の表示

上記①以外の方法による、機体認証書番号を識別するための措置は、リモートID機器の搭載及び機体認証書の携行とし、具体的な方法について規定する。

3. 無人航空機の操縦者技能証明制度に関する通達の制定

(1) 無人航空機の安全な飛行に関する教則

無人航空機の操縦者が責任を自覚し、飛行の安全を確保するための手引きとして通達を定める。【別紙2】

(2) 無人航空機操縦者技能証明に係る学科試験の科目について

無人航空機操縦者技能証明に係る資格の区分（一等無人航空操縦士及び二等無人航空操縦士）ごとの学科試験の科目についての通達を定める。【別紙3】

(3) 無人航空機操縦者実地試験実施基準

改正法第132条の60第1項の実地試験の実施基準に関する通達を定める。また、登録講習機関における講習の修了審査の実施基準について当該実地試験の実施基準に準じて定める。【別紙4】

(4) 二等無人航空機操縦士実地試験実施細則 回転翼航空機（マルチローター）

改正法第132条の60第1項に規定する実地試験のうち、二等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼航空機（マルチローター）についての実地試験の科目について定める。また、登録講習機関における講習の修了審査についての実施細則について当該実地試験の科目に準じて定める。【別紙5】

(5) 一等無人航空機操縦士実地試験実施細則 回転翼航空機（マルチローター）

改正法第132条の60第1項に規定する実地試験のうち、一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼航空機（マルチローター）についての実地試験の科目について定める。また、登録講習機関における講習の修了審査についての実施細則について当該実地試験の科目に準じて定める。【別紙6】

4. 無人航空機の登録講習機関に関する通達の制定

(1) 登録講習機関の登録等に関する事務取扱要領

改正法第132条の69の規定により登録講習機関の登録を受けようとするときに必要な事項、同法第132条の72の規定による無人航空機講習事務の実施に係る基準等の必要な事務の取扱い方法を定める。【別紙7】

(2) 登録講習機関に関する事務処理要領

改正法第132条の69の規定により登録講習機関の登録を受けようとするとき、同法第132条の73の規定により登録事項を変更しようとするとき及び同法第132条の74の規定により無人航空機講習事務規程を届け出るときなどの手続きや提出書類等の必要な事務処理の方法を定める。

5. 無人航空機の飛行に係るルールに関する通達の制定

(1) 無人航空機に関する飛行計画の通報要領

改正法第132条の88第1項の規定により無人航空機を飛行させる者は、あらかじめ、当該飛行の日時、経路その他国土交通省令で定める事項を記載した飛行計画を国土交通大臣に通報しなければならないとされているところ、具体的な通報の事項及び方法を定める。【別紙8】

6. 登録免許税の納付に関する通達の制定

登録検査機関、一等無人航空機操縦士の技能証明、登録講習機関、登録更新講習機関の登録免許税の納付は、Pay-easy(銀行ATM又はインターネットバンキング)又は東京国税局麹町税務署に直接納付のいずれかとし、納付期限は登録・認定の日より1か月後とする。

7. その他所要の改正等

1. から6. までに掲げるもののほか、改正法の一部施行に伴う規定の整理等、所要の改正等を行う。

Ⅲ. 今後のスケジュール(予定)

公布：令和4年8月下旬以降

施行：令和4年9月上旬(Ⅱ. 1.、4.及び6.)

令和4年11月以降(Ⅱ. 2.、3.及び5.)